

税率が決定しました！

平成23年度 国民健康保険税



保険税が国民健康保険を支えています

国民健康保険は、病気やケガのとき、安心して診療が受けられるよう、加入者の皆さんが相互に助け合う医療保険制度です。

国民健康保険の費用は、加入者の皆さんからの保険税と国や県の負担金などで支えられています。

保険税は、この制度を維持する大切な財源となっていますので、忘れずに納付しましょう。

税率・税額を据え置きます

現在の大山町の国保は、被保険者一人あたりの医療費は増加しているのに対し、国保税は所得の落ち込みなどで一人あたりの税額は減少しています。厳しい運営状態となっていますが、皆さんの負担軽減を考慮し、今年度は前年度と同じ税率・税額に据え置くことになりました。

国保税は、次の4つの算定によって出た額を合計したものです

所得割：基礎控除後の総所得金額等に対するの税率

(基礎控除：33万円)

資産割：固定資産税額のうち土地及び家屋に対するの税率

均等割：被保険者1人あたりの税額

平等割：加入世帯1世帯あたりの税額

<平成23年度 税率・税額> (課税限度額のみ変更になりました。)

	医療給付費分 0歳～74歳	後期高齢者支援金分 0歳～74歳	介護納付金分 40歳～64歳	納期限
所得割	4.72%	1.99%	2.03%	全4期 ①平成23年 6月30日(木) ②平成23年 8月31日(水) ③平成23年10月31日(月) ④平成24年 1月31日(火)
資産割	25.45%	10.50%	12.98%	
均等割	18,800円	7,950円	9,200円	
平等割	17,000円	7,100円	5,200円	
課税限度額 (平成22年度)	510,000円 (500,000円)	140,000円 (130,000円)	120,000円 (100,000円)	

納期限内の納付をお願いします。

国民健康保険税について

国民健康保険税は、普通徴収・特別徴収・普通徴収と特別徴収を組み合わせた併合徴収があります。

《特別徴収》

65歳から74歳までの世帯主の方で、次の①～③のすべてに当てはまる方は、年金から国民健康保険税が徴収されます。

①世帯主が国民健康保険の被保険者

②世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満

③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金支給額が2分の1以内(2分の1を超える場合は、介護保険料の引き落としが優先され、国民健康保険税は普通徴収で納めていただくこととなります。)

※届出により納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができます。

前年の所得状況等により国民健康保険税が軽減されます

国民健康保険に加入している世帯は、その世帯の前年中の所得状況等に応じ国民健康保険税が課税されますが、規定により均等割額、平等割額が軽減されます。

該当世帯は所得に応じて均等割額・平等割額に対して7割・5割・2割の軽減をしています。

※所得の申告をされていない人がいる国保世帯は軽減対象になりません。